

保保発0728第2号  
平成23年7月28日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

「東日本大震災に伴う健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額  
の定時決定の取扱いに係る特例措置について」に伴う事務処理等につ  
いて

健康保険及び厚生年金保険における標準報酬月額の定時決定の取扱いの特例措置については、本日付で「東日本大震災に伴う健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定の取扱いに係る特例措置について」（平成23年7月28日保発0728第17号）が発出され、「平成二十三年の四、五、六月の三か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、平成二十二年の七月から平成二十三年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間  
に二等級以上の差を生じた場合であって、当該差が東日本大震災の影響により報酬が一時的に変動したことにより生じた場合」について、特例的に保険者算定を行う（以下「特例保険者算定」という。）ことが可能とされたところである。

これに伴い、当該特例保険者算定に関する事務処理方法等について下記のとおりとしたので、遺漏の無いよう取り計らわれない。

## 記

### 1. 特例保険者算定の趣旨

東日本大震災の復興業務等に従事したため、適用事業所に使用される被保険者の報酬が一時的に変動したことにより、通常の方法によって報酬月額の定時決定を行うことが著しく不当であると認められる場合について、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の取扱いについて」の一部改正等に伴う事務処理等について」（平成23年3月31日保保発0331第7号）に準じた取扱いとして差し支えないこと。

### 2. 特例保険者算定の概要

平成23年の4月、5月及び6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、平成22年の7月から平成23年の6月までの間に受けた報

酬の月平均額（報酬の支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月は除く。）から算出した標準報酬月額の中に2等級以上の差を生じた場合であって、この差が東日本大震災の影響により報酬が一時的に変動したことにより生じた場合に限り、特例的に保険者算定の対象とすること。

これらの対象となる適用事業所は、特定被災区域に所在する適用事業所だけでなく、当該区域に所在していない適用事業所においても対象となること。

### 3. 特例保険者算定の申立手続について

- (1) 特例保険者算定を申し立てるに当たっては、事業主から日本年金機構（事業所が健康保険組合の設立事業所である場合には当該健康保険組合。以下「保険者等」という。）に対して、その被保険者が特例保険者算定の要件に該当すると考えられる理由を記載した申立書を提出させること。
- (2) (1)の申立書には、特例保険者算定を申し立てることに関する被保険者の同意書を添付させること。
- (3) (1)の申立を行うに当たっては、特例保険者算定の要件に該当するものであることを保険者等が確認できるよう、事業主から前年7月から当年6月の被保険者の報酬額等を記載した書類を提出させること。その際、報酬が一時的に変動したことがわかる賃金台帳を添付させること。
- (4) (1)の申立を行う事業主に対して、その被保険者の報酬月額算定基礎届の備考欄に、その旨を附記して提出させること。

### 4. 保険者等における留意点について

特例保険者算定についての事業主からの申立があった場合には、保険者等は、その申立が要件に該当するものであること（特にその被保険者の報酬月額の変動が、東日本大震災の影響により、報酬が一時的に変動したことにより生じた限定的なものであるかどうか）を確認すること。

標準報酬月額の特例保険者算定に関するQ & A

1. 要件

Q 1 「報酬が一時的に変動した」とはどのような場合を指すのか。

A 平成 23 年 4 月～6 月までの期間中に支払われた残業手当等が、東日本大震災の影響により他の期間と比較して著しく増加したため、平成 23 年 4 月～6 月までの報酬月額の平均と、平成 22 年 7 月～平成 23 年 6 月までの報酬月額の平均との間に、標準報酬月額等級区分で 2 等級以上の差が生じたものの、平成 23 年 8 月までに支払われた報酬が減少し、従前の支払額の水準に戻った場合を指す。

Q 2 4 月に定期昇給を行い、それにより 7 月に随時改定の要件を満たす従業員がいるが、その従業員についても 1 年間の報酬月額の平均による保険者算定を行えるのか。

A 平成 23 年 4 月から 6 月までの期間に、定期昇給等により固定的賃金変動が起こり、従前の標準報酬月額等級と比較して 2 等級以上の差が生じた結果、当年 7 月から 9 月までのいずれかの月を改定月とする随時改定が行われる場合は、随時改定が定時決定に優先することから、特例保険者算定を行うことはできない。

Q 3 特例保険者算定を行うことができる業種や職種などに制限はあるか。

A 業種や職種、事業所の所在地を問わず、東日本大震災の復興業務等に従事したため、報酬が一時的に変動した場合は全て対象となる。

Q 4 報酬の変動が東日本大震災によることを判断する基準はあるか。

A 震災の影響による変動か否かは、事業主から提出された申立書に基づき保険者が判断する。

Q 5 報酬の支払額が従前の水準に戻った場合とはどのような場合を指すか。

A 残業手当等の減少により支払が戻った月の報酬月額と、年間平均の報酬月額との差が、標準報酬月額等級区分で 1 等級以内にとどまった場合を指す。

なお、支払が戻った後の報酬月額が年間平均の報酬月額よりも減少した場合も、従前に戻った場合に含めて取り扱う。

## 2. 手続

Q 6 申立書や同意書の様式は何を用いれば良いか。算定基礎届の再提出は必要か。

A 申立書に関しては、本事務連絡の別添様式例（記載例）1を使用されたい。申立書には、業務内容及び平成23年4月～6月にかけて報酬が増加した理由を記載すること。

同意書に関しては、平成23年6月3日付け事務連絡「「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」の一部改正等に伴う事務処理等について」に関するQ&Aについて」の別添様式例2を使用されたい。

また、保険者等が既に通常の算定方法によって標準報酬月額の決定を行っているか否かにかかわらず、事業主は、算定基礎届を再提出することが必要である。

Q 7 今回の特例保険者算定を行うために、被保険者報酬月額算定基礎届の備考欄にはどのように記載すればよいか。

A 算定基礎届の備考欄に「特例保険者算定」と記載し、健康保険組合に提出する。

Q 8 報酬が一時的に変動したことをどのように確認し、対応すれば良いか。

A 賃金台帳の写しを確認したうえで、以下のように対応されたい。

① 7月1日の時点で、既に報酬が従前の水準まで減少したことが確認できる場合  
(例)

- ・ 報酬が4月に増加し、5月に減少した場合
- ・ 報酬が5月に増加し、6月に減少した場合
- ・ 報酬が4月に増加し、6月に減少した場合

② 7月1日の時点で、依然として報酬が増加したままの場合  
(例)

- ・ 報酬が4月に増加し、7月に減少した場合
- ・ 報酬が5月に増加し、8月に減少した場合
- ・ 報酬が6月に増加し、8月に減少した場合

①②のいずれの場合においても、事業主からの申立書と賃金台帳の写しにより、報酬が8月までに従前の水準に減少したことが確認できた場合は、既に時決定を行っていればそれを取り消したうえで、再提出された算定基礎届に基づき、特例保険者算定による時決定を行う。

Q 9 特例保険者算定の取扱いに関する事項のうち、今回のQ&Aで示されていない事項は、何に基づき取り扱えばよいか。

A 「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」の一部改正等に伴う事務処理等について」に関するQ&Aについて（その2）（平成23年7月1日付け保険課事務連絡）に準じて取り扱われたい。

〇〇健康保険組合理事長 様

東日本大震災の影響により一時的年間報酬の平均で算定することの申立書

当事業所は〇〇〇〇〇業を行っており、東日本大震災の影響により、平成23年4月から6月までの間が、以下の理由により繁忙期となることから、健康保険及び厚生年金保険被保険者の報酬月額算定基礎届を提出するにあたり、健康保険法第41条及び厚生年金保険法第21条の規定による定時決定の算定方法によると、年間報酬の平均により算出する方法より、標準報酬月額等級について2等級以上の差が生じ、著しく不当であると思料されますので、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」(年間)にて決定していただくよう申立てします。

なお、当事業所における例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等の資料を添付します。

(理由)

当事業所はタクシー業務を行っており、タクシー運転手である被保険者においては、今回の震災の影響で4月・5月の稼働率が高くなり、売り上げがいつもの月の数倍にもなったことから、被保険者の給料額にも反映され月の平均が約30万円になった。

それ以前は、平均が約10万円前後であり、現在及び今後においても、通常の給料額に戻り給料額があがることはないため、このまま4～6月の平均にて定時決定されると、標準報酬月額が高くなり保険料を納めることは困難と予想される。

また、年金を受給している者がおり、停止になってしまう被保険者がおり、生活にも支障をきたすことになる。

平成 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

印

連絡先

※ 業種等は正確に記入いただき、理由は具体的に記載をお願いします。